

NHKの概要、受信料体系の現状について

平成19年6月1日

目次

1 NHKの概要

1-1	NHKの概要	2
1-2	放送に係る主な規律	3
1-3	NHKの公共的役割	4
1-4	NHKの各放送波の位置付け	5
1-5	NHKの業務①	6
1-6	NHKの業務②	7

2 受信料制度

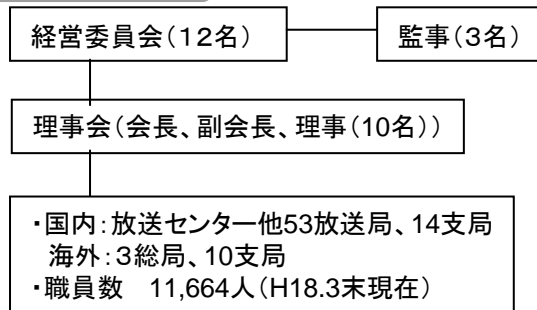
2-1	受信料制度の概要	8
2-2	受信料の位置づけ	9
2-3	放送法第32条の規定の解釈	10
2-4	受信契約の状況	11
2-5	受信料収入の推移（決算ベース）	12
2-6	受信料体系及び受信料額の概要	13
2-7	受信料体系及び受信料額（月額）の推移	14
2-8	受信契約の単位の概要	15
2-9	受信料割引制度の概要	16
2-10	受信料免除制度の概要	17
2-11	NHKにおける受信料体系の見直しについて	18
2-12	契約収納関係経費等の内訳	19

3 諸外国の公共放送

3-1	諸外国の公共放送に対する各種規制	20
3-2	諸外国の受信料制度	21
3-3	諸外国における受信料の支払単位	22
3-4	諸外国における強制徴収及び罰則制度	23

1-1 NHKの概要

① 組織



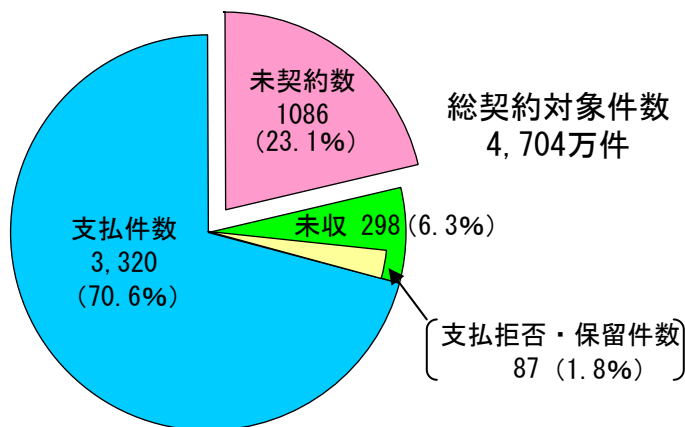
② 保有メディア

- 国内放送
 - ・テレビジョン放送
(地上2波(総合、教育)、衛星3波(第1・第2・ハイビジョン))
 - ※1 地上デジタル放送は、アナログ放送のほぼサイマル。
 - ※2 衛星第1・第2・ハイビジョンはデジタル。アナログはサイマル。
 - ・ラジオ3波(AM1、AM2、FM)
- 国際放送
 - ・短波放送(ラジオ日本)
 - ・委託協会国際放送(映像国際放送)

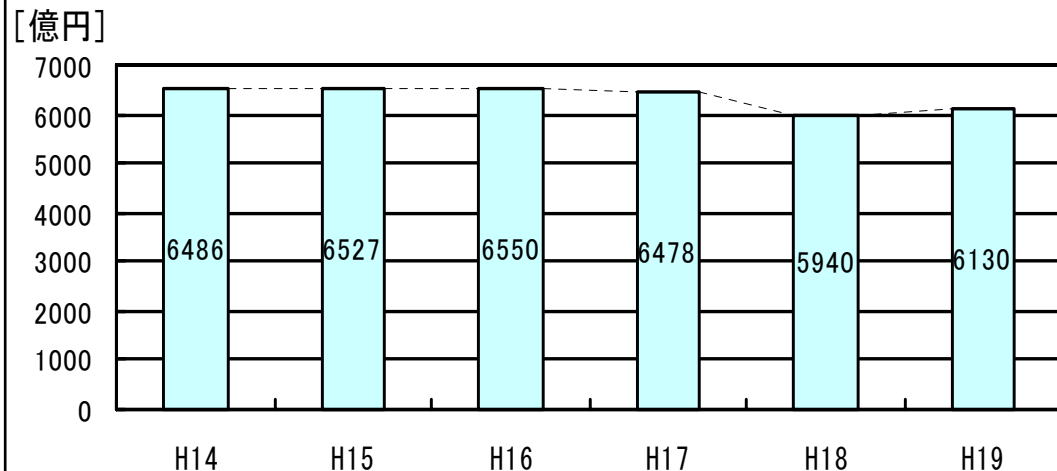
③ 受信料収入

(平成16年7月に発覚した「芸能番組制作費不正支出問題」等を契機に、受信料の未契約・不払者が増加)

平成19年3月末の受信料支払いの状況



受信料収入の推移(予算ベース)



1-2 放送に係る主な規律

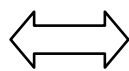
	民 放	N H K
目 的	<p>次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ること【第1条】</p> <p>① 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること</p> <p>② 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること</p> <p>③ 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること</p>	<p>【追加】【第7条】</p> <p>① あまねく日本全国において受信可能とすること</p> <p>② 豊かで、かつ、良い放送番組を提供すること</p> <p>③ 放送及びその受信の進歩発達に必要な技術開発</p> <p>④ 国際放送及び委託協会国際放送業務を行うこと</p>
普及義務	<p>放送対象地域において、放送があまねく受信できるようにする努力義務【第2条の2第6項】</p>	<p>【追加】【第9条第5項】</p> <p>中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送があまねく全国において受信できるように措置する義務</p>
番組準則	<p>国内放送の放送番組の編集に当たっての義務【第3条の2第1項】</p> <p>① 公安及び善良な風俗を害しないこと</p> <p>② 政治的に公平であること</p> <p>③ 報道は事実をまげないですること</p> <p>④ 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること</p>	<p>【追加】【第44条第1項】</p> <p>① 公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与する努力義務</p> <p>② 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにする義務</p> <p>③ 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにする義務</p>
番組調和原則	<p>テレビジョン放送による国内放送番組の編集に当たり、放送番組の相互の間の調和を保つ義務【第3条の2第2項】</p>	同左
番組基準	<p>放送番組の編集の基準を定め、放送番組を編集する義務【第3条の3第1項】</p>	同左
放送番組審議機関	<p>放送番組審議機関の設置【第3条の4】</p>	<p>【追加】【第44条の2第1項】</p> <p>中央放送番組審議会、地方放送番組審議会、国際放送番組審議会の設置</p>
放送番組の保存	<p>放送番組の内容を放送後に審議機関又は関係者が確認することができるように放送番組を保存する義務【第5条】</p>	同左
災害放送	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をする義務【第6条の2】</p>	同左

1-3 NHKの公共的役割

1 放送の全国普及

○ NHK

「あまねく全国において受信できるように措置を
しなければならない。」(放送法第9条第5項)

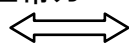


民放

「あまねく受信できるように努めるものとする。」(同法第2条の2第6項)

(例) 北海道における地上テレビジョン放送の世帯カバー率及び無線局数

NHK : 約 99.4%、211局

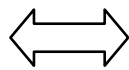


民放事業者 : 約 89.4%~約 98.3%、83局~169局

2 良質な放送番組の提供

○ 番組に対する視聴者の意見 (出典: NHK放送文化研究所 放送研究と調査8月号 「日本人とテレビ・2005年」)

・ 事件や災害が起きたときの対応が速い	60%	(民放 19%)
・ 教養番組に、興味深いものがある	44%	(民放 8%)
・ 地域の出来事や話題をよく伝えている	34%	(民放 27%)
・ 報道番組が中立・公正	25%	(民放 5%)



○ 分野別番組比率 (再免許時の免許条件)

NHK総合 : 教育 10% 教養 20%

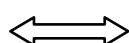
NHK教育 : 教育 75% 教養 15%



民放 : 教育 10% 教養 20%

○ 字幕付加可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合 (平成17年度実績)

NHK総合 98.2%



在京キー局 48.5%~80.0%

3 放送技術の開発

- NHKの技術調査研究費 : 60億円
- 特許権及び実用新案権等保有総数 : 1,026件
- NHK技術研究所
(職員数 276人、うち研究員 249人)

4 国際放送(短波・映像)の実施

- 短波国際放送
 - ・ 昭和10年開始 (運営総経費79.4億円 うち政府交付金21.5億円)
 - ・ 放送時間 (19年度前半期) 1日延べ65時間 (22言語)
- 映像国際放送
 - ・ 平成7年開始 (運営総経費48.0億円 うち政府交付金3億円)
 - ・ 1日24時間 (日本語、英語)
 - ・ 在留邦人の居住地域をほぼ100%カバー

1-4 NHKの各放送波の位置付け

	放送波	位置付け	特徴・役割
テレビ (2)	総合テレビ	<ul style="list-style-type: none"> ・総合放送 ・教育番組 10%以上、教養番組 20%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニュース・情報番組や文化・教養番組、娯楽番組など、各分野の調和のとれた編成を行う「基幹的な総合サービス波」
	教育テレビ	<ul style="list-style-type: none"> ・教育放送 ・教育番組 75%以上、教養番組 15%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉、教育、趣味・実用、芸術など幅広い多彩な番組の提供
ラジオ (3)	ラジオ第1 (AM)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合放送 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の迅速・的確な報道に努め（「安心ラジオ」）、暮らしに役立つ情報をきめ細かく伝える（「生活情報波」）役割
	ラジオ第2 (AM)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育放送 	<ul style="list-style-type: none"> ・語学講座番組や教養番組など、生涯学習の機会を提供する最も身近なメディア
	FM	<ul style="list-style-type: none"> ・総合放送 	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた音質を生かした多彩な音楽番組やNHKならではの貴重な音声素材を活用した「総合音楽波」
衛星 (3)	衛星第1	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送 ・教育番組 10%以上、教養番組 20%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の最新の動向をいち早く多角的に伝える「内外総合情報波」
	衛星第2	<ul style="list-style-type: none"> ・難視聴解消を目的とする放送 ・教育番組 30%以上、教養番組 20%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上テレビジョン放送の難視聴解消のための放送を6割程度実施 ・すぐれた文化・芸術を紹介する番組や、国内外の名作映画、話題の海外ドラマ、良質の娯楽番組などで編成される「豊かで楽しめる波」
	衛星ハイビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・高精細度テレビジョン放送の普及に資する放送 	<ul style="list-style-type: none"> ・高画質・高音質などハイビジョンの特徴を最大限に生かした波

1-5 NHKの業務①

○ 【必須業務】 <放送法第9条第1項>

- 1 国内放送
 - ① 中波放送(総合、教育) ② 超短波放送(FM)
 - ③ テレビジョン放送(総合、教育、地上デジタル、BSアナログ放送)
- 2 テレビジョン放送による委託国内放送業務(BSデジタル放送)

中波放送と超短波放送いずれか及びテレビジョン放送については全国普及義務有り。(放送法第9条第5項)
- 3 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究
(放送技術研究所、放送文化研究所を設置し、放送技術研究や放送番組に関する視聴動向調査等)
- 4 国際放送及び委託協会国際放送業務
(NHKワールド・ラジオ日本(短波国際放送)、NHKワールドテレビ(テレビ国際放送))

○ 【任意業務】 <放送法第9条第2項>

- 1 中継国際放送(かが放送協会、イリス放送協会の東南アジア等向け放送)
- 2 必須業務に附帯する業務
 - ・ NHK放送研究と調査、語学番組テキスト等の出版
 - ・ 放送の補完利用としてのインターネット利用
 - ・ 有線テレビジョン放送事業者等への放送番組の供用
 - ・ NHK所有の著作権の使用承認
- 3 外国放送事業者、外国有線放送事業者への放送番組等の提供(NHKワールド・プレミアム等による放送番組等の提供)
- 4 多重放送事業者への放送設備の賃貸
- 5 委託による調査研究、技術援助及び放送従事者の養成
- 6 放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務 ⇨ ≪総務大臣の認可が必要≫
((社) デジタルラジオ推進協会に対し番組を提供する業務等)

○ 【受託業務等】 <放送法第9条第3項>

- 1 保有施設・設備の供用又は賃貸
- 2 委託による放送番組等の制作等



総務大臣の認可が必要
(必須業務及び任意業務の円滑な遂行に支障のない範囲内で。)

放送法

第9条第4項 協会は、前三項の業務を行うに当たつては、営利を目的としてはならない。

第46条 協会は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。

第33条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うべきことを命じ、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務を行うべきことを命ずることができる。

(参考)

有料放送を行うことができる一般放送事業者に、NHKは含まれていない
(第52条の4)

2-1 受信料制度の概要

- 受信契約の締結義務（放送法第32条）
- 受信料の支払義務（日本放送協会放送受信規約第5条）
- 受信料額は国会が決定（放送法第37条）
- 罰則制度はなし

○ 放送法

（受信契約及び受信料）

第32条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 （略）

3 協会は、第1項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（収支予算、事業計画及び資金計画）

第37条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 （略）

4 第32条第1項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第1項の収支予算を承認することによつて、定める。

○ 日本放送協会放送受信規約（平成19年10月施行）

（放送受信料支払いの義務）

第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月からその廃止の届け出のあった月の前月（受信機を設置した月にその廃止を届け出た放送受信契約者については、当該月とする。）まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。（表略）

2～4 （略）

2-2 受信料の位置づけ

○臨時放送関係法制調査会答申（昭和39年9月）抜粋

受信料は、上述のようなNHKの業務を行うための費用の一種の国民的な負担であって、法律により国がNHKにその徴収権を認めたものである。国がその一般的な支出に当てるために徴収する租税ではなく、国が徴収するいわゆる目的税でもない。国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべきである。

○昭和55年3月17日 参・予算委員会 内閣法制局長官 答弁

「現行法でも民放とは別にいわばナショナルミニマムとしての公共的放送の享受を国民に保障する必要があるという考え方を基礎といたしまして、その公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけであります。」

2-3 放送法第32条の規定の解釈

1 「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」について

○平成19年3月22日 衆・総務委員会

放送法三十二条一項の「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」といますのは、BSも含め受信が可能な設備を設置した者は、個別受信であるかあるいは共同受信であるかを問わず、また、BS放送を視聴する意思があるか否かにかかわらず、付随的に視聴可能な場合については受信契約の締結を行う義務があるということをごさいますて、これは地上デジタル放送であろうがBSデジタル放送であろうが同様だと述べております。

○昭和25年2月15日 参・電気通信・文部連合委員会

この三十二条の規定は、協会の行う、現在行なっておりますいわゆる標準放送と申しまするか、或いは極く平易に申しますると中波放送という、現在の協会の方がやっておりますところの放送を聴き得る受信機を持つたものは、その実際に聴いておるものは日本放送協会の放送であろうがなかろうが、或いは単に民間放送の番組だけを聴いておる場合におきましても、やはり協会に三十五円を拂わなければならないという規定をごさいますて、(以下略)

2 「放送の受信を目的としない受信設備」について

○平成19年3月22日 衆・総務委員会

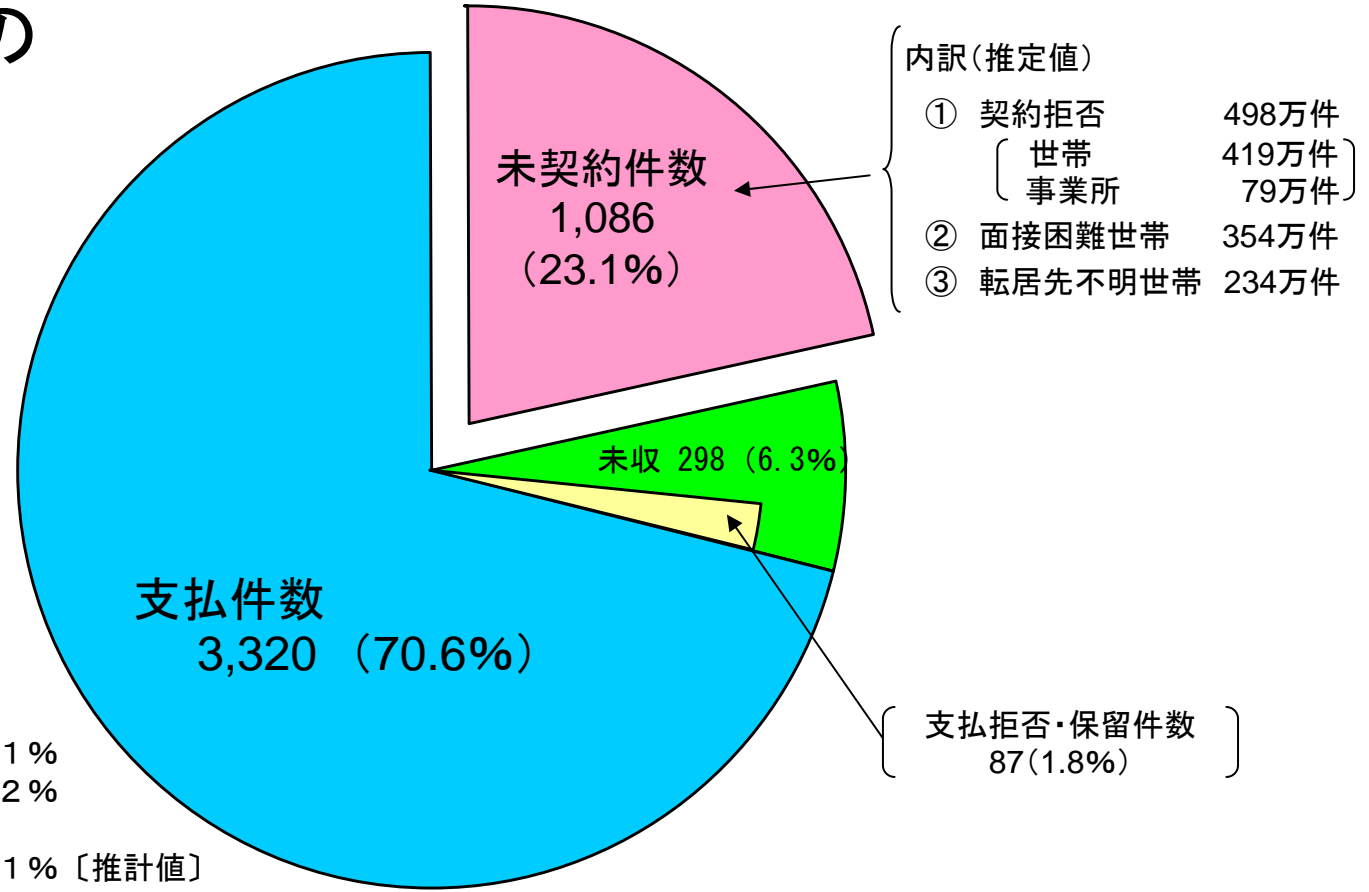
条文の中にあります「放送の受信を目的としない受信設備」と申しますのは、外形的、客観的にその設置目的が番組の視聴ではないと認められるものをごさいますて、例えば、電波監視用の受信設備、あるいは受信画質の確認を行うための設備、あるいは、それと同様でございますが、電器店の店頭で陳列されているものもいわば画質確認を行うものと考えられますので、そういった受信設備がこれに該当するものをごさいますて、個人の意思に係らしめているものではないというふうに解釈しております。

2-4 受信契約の状況

平成19年3月末の 受信契約数 (万件)

総契約対象件数
4,704万件

うち、事業所数を除く総契約対象
世帯：4,415万世帯
(総世帯数5,055万世帯※のうち、
免除世帯等を除いた推計値)
※平成18年度末数値



[年金・税に係る徴収率]

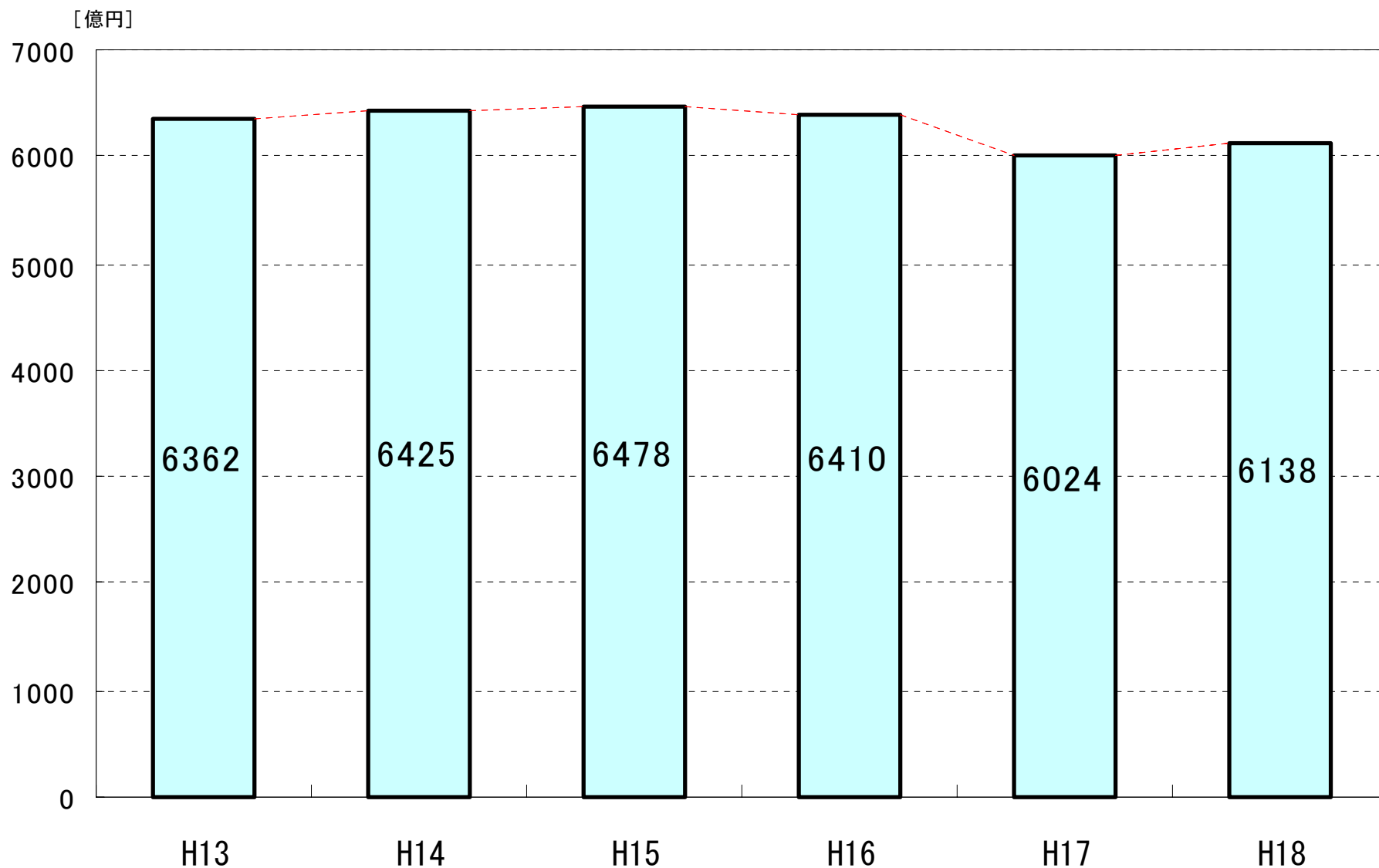
- 国民年金 (H17年度) 67.1%
- 国民健康保険 (H17年度) 90.2%
- 税金関係 (H17年度)
- ・国 税 98.1% [推計値]
- ・道府県税 98.9%
- ・市町村税 98.2%

契約率及び支払率の推移

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
契約率	81.6	81.7	81.5	81.2	81.3	81.4	81.3	81.1	79.9	77.3	76.9
支払率	79.3	79.4	79.1	78.8	78.9	79.0	78.8	78.4	73.5	69.7	70.6

(%)

2-5 受信料収入の推移(決算ベース)



注:平成18年度受信料収入決算値については、速報値(平成19年5月18日現在)。

2-6 受信料体系及び受信料額の概要

○受信料体系及び受信料額(平成19年10月施行)

種別	支払区分	月額	6か月 前払額	12か月 前払額
地上契約	口座振替等	1,345円	7,650円	14,910円
	訪問集金	1,395円	7,950円	15,490円
衛星契約	口座振替等	2,290円	13,090円	25,520円
	訪問集金	2,340円	13,390円	26,100円
特別契約	口座振替等	1,005円	5,730円	11,180円
	訪問集金	1,055円	6,030円	11,760円

(参考) 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額

種別	支払区分	月額	6か月 前払額	12か月 前払額
地上契約	口座振替等	1,190円	6,810円	13,280円
	訪問集金	1,240円	7,110円	13,860円
衛星契約	口座振替等	2,135円	12,250円	23,890円
	訪問集金	2,185円	12,550円	24,470円

注) 上記のほか、「日本放送協会放送受信規約」に基づく受信料特例(いわゆる割引)及び「日本放送協会放送受信料免除基準」に基づく受信料免除がある。

(参考) 受信料額は、国会の承認により決定

○放送法

(収支予算、事業計画及び資金計画)

第37条 (略)

2・3 (略)

4 第32条第1項本文の規定により 契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第1項の収支予算を承認することによって、定める。

2-7 受信料体系及び受信料額(月額)の推移

(単位:円)

年月	変更事項	ラジオ	テレビ		衛星カラー	衛星普通	特別契約
			カラー	普通			
T.15.8 S.21.4 9 22.9 23.7	社団法人「日本放送協会」設立(聴取料)	1 2.5 5 17.5 35					
25.6	放送法に基づく「日本放送協会」設立(聴取料→受信料)						
26.4 28.2	テレビ放送の開始によりテレビとラジオの2本立て料金に ・ラジオ放送の受信契約 ・テレビ放送の受信契約	50 50		200			
29.4 34.4 37.4	(ラジオは3ヶ月で200円) 契約甲と契約乙の受信料体系に組み替え ・契約甲:全ての放送の受信契約 ・契約乙:ラジオ放送のみの受信契約	67 85 契約乙 50		300 契約甲 330			
43.4	カラー契約と普通契約の体系に組み替え、ラジオ受信料(契約乙)の廃止 ・カラー契約:カラーテレビジョン放送の受信契約(地上系) ・普通契約:白黒テレビジョン放送の受信契約(地上系)	廃止	465	315			
51.6 55.5 59.4	訪問集金、口座振替、継続振込による受信料支払い ・訪問集金:集金取扱者への支払い ・口座振替:預金口座等からの自動振替による支払い ・継続振込:金融機関等における継続払込みによる支払い		710 880 1,040 (990)	420 520 680 (630)			
H. 1.4	消費税導入		1,070 (1,020)	700 (650)			
1.8	衛星放送の導入により5類系の契約体系に ・カラー契約 :地上系のカラーテレビ受信契約 ・普通契約 :地上系の白黒テレビ受信契約 ・衛星カラー契約:衛星系及び地上系のカラーテレビ受信契約 ・衛星普通契約:衛星系及び地上系の白黒テレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約				2,000 (1,950)	1,630 (1,580)	1,040 (990)
2.4			1,370 (1,320)	890 (840)	2,300 (2,250)	1,820 (1,770)	1,055 (1,005)
9.4	消費税率引き上げ及び地方消費税導入		1,395 (1,345)	905 (855)	2,340 (2,290)	1,850 (1,800)	
19.10	カラー契約と普通契約の統合により3類系に組み替え ・地上契約 :地上系のテレビ受信契約 ・衛星契約 :衛星系及び地上系のテレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約		地上契約 1,395 (1,345)	衛星契約 2,340 (2,290)			

注:受信料額のうち、()内は継続振込、口座振替の料金

2-8 受信契約の単位の概要

○ NHK放送受信規約(協会が作成し、総務大臣が認可)等において、NHKが契約の単位を規定。

契約の単位

《原則》

「世帯」ごと

→ 住居および生計をともにする者の集まり 等

《事業所等住居以外の場所》

「設置場所」ごと

→ 部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による

放送受信規約

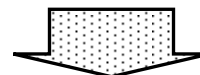
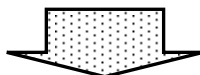
第2条 放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。

3 第1項に規定する世帯とは、住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者を行い、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。

第2条

2 事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。

4 第2項に規定する受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。



具体事例

同一敷地内の別住居(母屋とはなれ)

同一生計であれば、母屋と併せて1の契約(生計が別の場合には、別の契約が必要)

※「料金事務の取り扱い」(注)において、同一邸内の隠居所等で同一生計の場合は、1の住居とみて、1の契約とすることができる旨を規定。

講堂やデパート売場

通路で囲まれた一定の区域ごとの契約

※「料金事務の取り扱い」において、通常の部屋の範囲を超える大きさの講堂やデパート売り場の「設置場所」は、通路で囲まれた区域を、部屋に「準ずるもの」とする旨を規定。

別荘 本宅とは別の契約(住居ごとの契約)が必要

※「同一の世帯に属する2以上の住居」(規約§2I但書)に該当。

観光バスの車内テレビ バスごとの契約

※ 受信機の設置場所の単位として、「自動車」(規約§2IV)に該当。

カーナビ、ワンセグ携帯

カーナビ、ワンセグ携帯のみ保有している場合(家庭に受信機がない場合)には、独立した契約が必要。

※「受信機」には、携帯用受信機、自動車用受信機でNHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備を含む(規約§1II)。なお、同一の住居等に2以上の受信機が設置される場合は、1の放送受信契約とすることができる。

理髪店・小規模工場などの店内・作業場

店内・作業場に接続している住居と併せて1の契約

※ 住居に接続して店舗部分等があるが、建物の構造・営業の規模等からみてそれらを世帯の1の住居に属するものとみなし、(住居において既に受信契約を締結している場合)1の契約とすることができる。

(注)「料金事務の取り扱い」…「放送受信規約および放送受信規約取扱細則に関する料金事務の取り扱い」(放送受信規約及び同取扱細則の取り扱いについて規定するNHKの内部規程。)

2-9 受信料割引制度の概要

1 多数契約一括支払の特例(平成元年8月導入)

ひとりの受信契約者が、10件以上の衛星契約の受信料を口座振替または継続振込で支払う場合

衛星契約	50件未満の場合	…	月額200円/件
〃	50~99件の場合	…	月額230円/件
〃	100件以上の場合	…	月額300円/件

2 団体一括支払の特例(平成元年8月導入)

受信契約者が15名以上まとめ、ケーブルテレビなどの団体を通じて、衛星契約の受信料を支払う場合

衛星契約 月額250円/件 ※訪問集金による受信料額から割引

3 同一生計支払の特例〔家族割引〕(平成18年12月導入)

親元を離れて暮らす学生、または単身赴任者が受信料を口座振替等により支払う場合、受信料額の33%を割引

※親元・自宅に同一生計者の契約があり、口座振替等で支払うこと等が要件

地上契約	月額445円/件
衛星契約	月額760円/件

4 その他

○受信料の支払を口座振替等にする事によって、月額50円の割引(昭和59年4月導入)

○受信料を前払にする事によって割引〔6ヶ月約5.0%、12ヶ月約7.5%〕(昭和36年8月導入)

2-10 受信料免除制度の概要

- 1 受信料の免除制度は、社団法人日本放送協会が大正15年当時から、学校、社会福祉施設等を対象に実施。
- 2 昭和25年のNHK発足時においても、放送の普及、国民福祉等のため受信料免除制度を創設。
- 3 昭和53年以降は、国会の附帯決議等を受け、NHKの負担軽減を図るために免除措置を順次廃止。

1 全額免除	<p><施設関係></p> <ul style="list-style-type: none">・ 学校 (小中学校等の教室)・ 社会福祉施設 (生活保護施設、児童福祉施設、母子福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設、身体障害者福祉施設、知的障害者福祉施設、婦人保護施設、更生保護事業施設、その他の社会福祉施設) <p>※平成12年12月の受信料免除基準の変更(大臣認可)により、社会福祉施設の明確化を実施。</p> <p><個人></p> <ul style="list-style-type: none">・ 公的扶助受給者、身体障害者、社会福祉事業施設入所者、市町村民税非課税の重度の知的障害者、災害被災者
2 半額免除	<p><個人></p> <ul style="list-style-type: none">・ 視覚・聴覚障害者、重度の身体不自由者、重度の戦傷病者 <p>※施設関係の対象はない</p>

(日本放送協会受信料免除基準に基づき作成)

(参考)

○放送法(昭和25年法律第132号)

(受信契約及び受信料)

第32条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるものでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3 協会は、第1項の契約の条項については、あらかじめ郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

○放送法施行規則(昭和26年電波監理委員会規則第10号)

(受信料免除基準の認可申請)

第4条 法第32条第2項の認可を受けようとするときは、申請書に左に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 1 受信料免除の基準
- 2 受信料免除の理由
- 3 受信料の免除が事業収支に及ぼす影響に関する計算又は説明
- 4 実施しようとする期日

○日本放送協会放送受信規約(抜粋)

(放送受信料の免除)

第10条 放送法第32条第2項の規定に基づき、別に定める放送受信料免除の基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者の放送受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。

2-11 NHKにおける受信料体系の見直しについて

1 見直しの方向性

NHKにおいては、社会・経済状況の変化に対応した「より公平で合理的な受信料体系」への整備を進めており、中でも、事業所を対象とした受信料体系の見直しについては、「平成18～20年度 NHK経営計画」において検討項目とし、また、会計検査院の指摘も踏まえ、以下のとおり、事業所の受信料体系の見直しを検討。

- (1) 対 象 事業所（ホテル、病院、一般企業、官公庁）
- (2) 内 容 テレビ設置数の申告を求め、全数分の支払を前提に、地上契約・衛星契約ともに敷地内の2契約目以降は受信料を半額程度とする
- (3) 実施時期 平成20年中

[参考]

・平成18年度～20年度 NHK経営計画（抜粋）

「（前略）ホテルなどの事業者のより合理的な受信契約の改定を、平成19年度中に実施することを検討します。」

・平成17年度会計検査院決算検査報告（抜粋）

「（前略）5つのホテルグループに属する128ホテルについて（中略）その契約率（客室数に対する受信契約件数の比率）を試算したところ、各ホテルグループごとの契約率には最大で80ポイント以上の差がある状況となっていた。」

※ これまで10件以上の衛星契約者についてのみ1件あたり月額200円～300円の割引（多数一括支払の特例）については、新しい体系（上記）に吸収。

2 今後の課題

世帯を含む受信料体系全体の考え方については、契約・収納業務の改革を含めた、今後のNHKの中長期的な事業展開などを踏まえながら総合的に検討を進め、平成19年9月末までにまとめる。

2-12 契約収納関係経費等の内訳

1 契約収納関係経費とその内訳

19年度の契約収納関係経費
761億円（769億円）
経費率…12.4%

物件費	592億円	(597億円)	
地域スタッフ事務費 (全国で約5,600人)	285億円		シェア [62%]
法人委託関連経費	71億円		[15%]
契約収納対策費 (DM・電話対策費)	105億円		[23%]
システム情報費等	130億円		
人件費等	168億円	(171億円)	

注1：括弧内の数値は、平成18年度予算値

注2：支払方法の内訳は、訪問集金：18%、口座引落とし：75%、継続振込：7%（H17末）

注3：契約収納関係経費率は受信料収入に対する契約収納関係経費額の占める割合

※諸外国の契約収納関係経費及び経費率

英国…365億円（1億5,200万ポンド、5.2%）、ドイツ…227億円（1億4,200万ユーロ、2.1%）
フランス…38.4億円（2,400万ユーロ、1.0%）、韓国…73.6億円（566億ウォン、11.0%）

〔注1：1ポンド=240円、1ユーロ=160円、1ウォン=0.13円換算〕

〔注2：出典：イギリスは「BBC Annual Report and Accounts 2004/2005」、フランス・ドイツ・韓国はNHK調べ、日本は平成18年度NHK予算による。〕

2 新規契約の取扱いシェア

全体（19年度予算） 282万件（新規契約＋衛星への契約種別変更）

地域スタッフ（全国で約5,600人） 179万件（63%）

法人委託 38万件（14%）

DM・電話対策等 65万件（23%）

← ケーブルテレビ事業者、電器店、引越事業者、不動産販売会社、郵政公社、金融機関等

3-1 諸外国の公共放送に対する各種規制

	受信料の決定	予算の承認
イギリス (BBC)	主務大臣	BBCトラスト
フランス (FT等)	法律で規定 (租税一般法典第1605条) ※2005年に国会による決定から変更	国会
ドイツ (各州放送協会、ZDF)	州議会	(各州放送協会) 放送評議会 ----- (ZDF) テレビ評議会
韓国 (KBS)	国会	経営委員会
日本 (NHK)	国会	国会

3-2 諸外国の受信料制度

	受信料等の位置づけ (支払の相手方)	強制 徴収	罰則等	外部情報の活用	徴収単位	料金年額 (2006年度)	受信料収入 (総収入に占める割合)
イギリス	受信許可料 (BBC)	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・無許可受信者は、略式起訴による有罪判決に基づき1千ポンド以下の罰金 ・罰金未納の場合は刑務所収監 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便局の住所ファイルを活用 ・電器店、レンタル店等からの通報義務あり 	世帯	T (C) 135.5ポンド (32,520円) T (M) 45.5ポンド (10,920円) Rなし	7,441億1,440万円 (31億60万ポンド) (69.2%) (子会社を含む連結決算)
フランス	視聴覚受信税 (政府)	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年から、受信料を住居税と一括徴収(法人は付加価値税として徴収) ・正確な届出をしない場合等は、150ユーロの罰金 	<ul style="list-style-type: none"> ・住居税の住所ファイルを活用 ・電器店などからの通報義務あり ・有料放送事業者は求められた場合に加入者の個人情報を提供 	世帯 〔課税単位と同じ〕	T 116ユーロ (18,560円) Rなし	2,874億8,800万円 (17億9,680万ユーロ) (65.9%)
ドイツ	受信料 (ARD、ZDFが共同で設立したGEZ (受信料徴収センター))	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月超の届出遅滞及び6ヶ月以上の滞納に対し、1千ユーロ以下の過料 ・また、州放送協会の告訴に基づき訴追 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の登録データを活用 ・受信機を設置したら届け出る義務あり 	世帯	基本料金(R) 66.24ユーロ (10,598円) T 204.36ユーロ (32,698円)	ARD 8,190億8,800万円 (51億1,930万ユーロ) (83.1%) ZDF 2,592億8,000万円 (16億2,050万ユーロ) (85.9%)
韓国	受信料 (KBS)	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・罰則制度はなし ・受信料未納の場合は割増金制度あり ・テレビ受像機の未登録には、1年分の受信料相当額の追徴金賦課制度あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・電力公社のデータベースを活用(1994年から、電力公社が電気料金とともに徴収(委託)) ・受信機登録制度あり 	世帯	T 30,000ウォン (3,900円) Rなし	681億9,800万円 (5,246億ウォン) (38.2%)
日本	受信料 (NHK)	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・罰則制度はなし ・延滞金・割増金制度あり 		世帯	T 16,740円 + 衛星 11,340円 Rなし	6,130億円 (96.6%)

※1 Tはテレビ、Rはラジオの意。また、T(C)はカラーテレビ、T(M)はモノクロ(白黒)テレビの意。

※2 収入額は英国、韓国は2005年度末、仏国、独国は2005年末の数字

※3 収入額について、仏国はフランス・テレビジョングループ全体の金額、ARDは各州放送協会の合計額

※4 1ポンド=240円、1ユーロ=160円、1ウォン=0.13円で換算(2007年5月現在)

3-3 諸外国における受信料の支払単位

	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	韓国
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
料金年額	135.5ポンド (32,520円)	116ユーロ (18,560円)	204.36ユーロ ※テレビ・ラジオ併用 (32,698円)	104ユーロ ※テレビ・ラジオ併用 (16,640円)	30,000ウォン (3,900円)
事業所	事業所	台数	台数	事業所	台数
割引制度等	(ホテル) 15部屋まで1許可 以降5室ごとに1許可	3台目から30台目までは30%割引 31台目以降は35%割引 (ホテル) 上記割引のほか、1年のうち9ヶ月を超えない営業を行う観光ホテルについては、合計の料額から25%割引	(ホテル) 宿泊者用のテレビに対して、客室数が50室以下の場合は50%割引 50室以上の場合は25%割引	カテゴリーA 5つ星ホテルで部屋数が100以上のもの (年額5926.30ユーロ) カテゴリーB ・5つ星ホテルで部屋数が25以上100未満のもの ・4つ星観光ホテル (年額1777.90ユーロ) カテゴリーC ・5つ星ホテルで部屋数が25以下のもの ・3つ星観光ホテル (年額888.94ユーロ) カテゴリーD ・2つ星、1つ星観光ホテル ・事務所 (年額355.58ユーロ) カテゴリーE 商店 (年額177.80ユーロ)	(割引制度なし)

為替レート: 1ポンド=240円、1ユーロ=160円、1ウォン=0.13円で換算(2007年5月現在)

3-4 諸外国における強制徴収及び罰則制度

	受信料等の位置付け (支払の相手方)	支払義務	強制徴収※	罰則等	外部情報の活用	徴収比率 (推計値)	
イギリス	受信許可料 (BBC)	○	×	○	<ul style="list-style-type: none"> ・無許可受信者は、略式起訴による有罪判決に基づき1千ポンド以下の罰金 ・罰金未納の場合は刑務所収監 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便局の住所ファイルを活用 ・電器店、レンタル店等からの通報義務あり 	95.3%
フランス	視聴覚受信税 (政府)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年から、受信料を住居税と一括徴収(法人は付加価値税として徴収) ・正確な届出をしない場合等は、150ユーロの罰金 	<ul style="list-style-type: none"> ・住居税の住所ファイルを活用 ・電器店などからの通報義務あり ・有料放送事業者は求められた場合に加入者の個人情報を提供 	94.2%
ドイツ	受信料 (ARD、ZDFが共同で設立したGEZ(受信料徴収センター))	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月超の届出遅滞及び6ヶ月以上の滞納に対し、1千ユーロ以下の過料 ・また、州放送協会の告訴に基づき訴追 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の登録データを活用 ・受信機を設置したら届け出る義務あり 	91.8%
韓国	受信料 (KBS)	○	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ・受信料未納の場合は割増金制度あり ・テレビ受像機の未登録には、1年分の受信料相当額の追徴金賦課制度あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・電力公社のデータベースを活用(1994年から、電力公社が電気料金とともに徴収(委託)) ・受信機登録制度あり 	96.7%
日本	受信料 (NHK)	△	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・延滞金・割増金制度あり 	×	71.1%

※ 強制徴収とは、受信料の不払いがあったときに、訴訟手続きによらず自力執行で債権回収を図る手続きをいう。